

加西市立日吉小学校いじめ防止基本方針

加西市立日吉小学校

はじめに

本校は、学校教育目標を「共に学ぶ喜び、ふれあう喜び、高まる喜びを持つ子の育成」と定め、子どもたちが自ら学ぶ意欲を持ち、仲間と協働的な学習を進めることで学びに向かう力を伸ばすよう教育活動を進めています。そして、すべての子どもたちが安心して自分を表現し、有意義で充実した活動ができるよう、いじめ防止に向けた指導体制を定め、いじめの未然防止を図るとともに早期発見に努め、いじめを認知すれば適切かつ迅速に解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

本校は加西市北部に位置し、三世帯同居の家庭が比較的多く、地域のつながりが強い田園地域を校区としています。学校教育に対して保護者や地域住民の理解と協力を得ることができており、児童は素直で何事にも一生懸命に取り組む素地を持っています。

全学年が単学級の小規模校であり、ほとんどの児童が泉よつばこども園から入学してきます。新型コロナウイルス感染症の流行が下火になった令和4年度から幼小連携の取り組みを再開することができました。また、校区の泉中学校との小中連携の取り組みも復活させることができました。積極的に幼小連携、小中連携をすすめ、教育活動の継続性の維持に努めています。

いじめについて、「いじめはすべての学校で起こり得るものであり、すべての児童が関係しうる」という認識に立つ必要があります。単学級でありがちな人間関係の固定化を緩和し、学校が「自分の存在を感じる場」「安心して過ごせる場」「自分の力を発揮できる場」「学ぶことが楽しい場」となるように努めます。いじめを生まず、見逃さない学級・学校づくりを進めるため、以下の指導体制を整え、教職員全員で取り組みます。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- 「いじめ」の対応は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う【「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。以下の①～⑦は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめには人権侵害の恐れがあり、許されない行為であることが多い。
- ③いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くは児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命・身体に重大な事態が生じる。
- ⑥いじめは、その様態により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

II 未然防止

いじめ問題においては、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要です。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育むことで、「いじめを生まない土壌づくり」を行う必要があります。

本校では、学校教育目標である「共に学ぶ喜び、ふれあう喜び、高まる喜びを持つ子の育成」を啓発の柱に据え、子どもたちや保護者の意識、生活の背景、地域や学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施していきます。

1 児童の自尊感情を高める教育活動の展開

一般的に、人は他人に必要とされている自分を自覚できる時に、自らの存在価値を見出すことができます。また、集団の中で役割を持ち、責任を果たすことで自信を持ち、集団に属することの意義と喜びを感じることができます。本校では、自己肯定感・自己有用感・帰属意識を高める教育活動をすべての領域で展開していきます。自尊感情を高め、互いの存在を認め合うことで、いじめの未然防止につなげていきます。

(1) 学習指導(主体的・対話的学習)

ペア学習、班別学習、プレゼンテーション活動、スピーチ、タブレット学習 等

(2) 児童会を中心とした児童主体の活動の重視

委員会活動、運動会、音楽会、なかよし班遊び、1年生を迎える会、6年生を送る会、なわとび集会 等

(3) 体験学習の重視(社会見学、ゲストティーチャー 等)

環境体験、自然学校、修学旅行、社会見学旅行、花や野菜の栽培、昔の道具見学、昔の遊び体験、ものづくり(土器づくり、工作教室、料理教室)

2 教職員の意識の高揚と研修の充実

いじめが起こらない集団の育成や、いじめが起こる前の小さな芽を摘む役割を担うのは学校であり、家庭であり、地域あげての機運でもあります。その中で教職員は専門職として、より高い意識を持ち、様々なスキルや指導法を身につけることが必要です。そこで、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修、カウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する必要があります。

(1) カウンセリングマインド研修

すべての教職員を対象とした、カウンセラー等によるカウンセリングマインドの向上を目的とした研修を行います。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等、研修内容は多岐にわたります。本校では、毎年、泉中学校区合同でスクールカウンセラーによる研修を受講しています。また、本校独自の研修も実施しています。

(2) OJT (On the Job Training)

日々の具体的な教育活動を通じて必要な知識・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に学ぶことによって教師としての力量を高めよう努めています。

(3) 校内研修の充実

教職員で定期的に情報交換をしたり、事例研修会をもったりし、意識の高揚と指導の共有を図ります。また、子どもの小さな変化を見逃さないよう、チェックリストを活用するなど、早期発見に努めます。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することで早期の解決につながります。早期発見のためには、教職員と子どもたちとの信頼関係の構築することが大切です。いじめは、教職員も含め大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高める必要があります。また、教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方々とも連携して情報収集に努めます。

Ⅰ 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察 … 児童がいるところには教職員がいる体制

子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることで、子どもたちに安心感を与えとともにいじめの早期発見に努めます。その際、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。

(2) 連絡帳の活用 … やりとりから生まれる信頼関係

担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで信頼関係を構築します。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応します。

(3) 学校カウンセリング … 気軽に相談できる窓口の準備

教職員の日常的な声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境づくりに努めます。また、定期的な教育相談機関を設ける等、相談体制の整備に努めます。

(4) いじめ実態アンケート … 実施と網羅的な対応

年2回の「生活アンケート」を実施します。そして、気になる内容については必ず聞き取り調査を行い、教育相談も実施します。

2 校内指導体制及び関係機関

(1) 初動体制の確立 … シミュレーション研修

様々な事態を想定したシミュレーション研修を行い、機動的な指導体制を確立する。

(2) 保護者・地域との連携 … PTA・地域見守り隊(ワッショイスクール等)・地域団体との連携

いじめ防止と解消のための啓発を行い、日常的な見守りを依頼する等、地域をあげてのいじめ撲滅の推進を図ります。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や、民生委員・児童委員・こども家庭センター・福祉事務所等の関係機関との連携を図ります。

3 いじめの様態

いじめの様態は様々であり、中でもその行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から強い姿勢で臨み、警察・司法等の関係機関との連携が必要となってきます。

《 分類 》

《可能性がある犯罪行為》

- | | |
|---|--------------|
| ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言う | → 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ② 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 | |
| ③ 軽くぶつかる、遊ぶふりをして、たたく | → 暴行 |
| ④ ひどくぶつかる、たたく、蹴る | → 暴行、傷害 |
| ⑤ 金品をたかられる | → 恐喝 |
| ⑥ 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる | → 窃盗、器物破損 |
| ⑦ 嫌がること、恥ずかしいこと、危険なことをしたりさせたりする | → 強要、強制わいせつ |
| ⑧ SNS等で誹謗中傷する | → 脅迫、名誉毀損、侮辱 |

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を丁寧に調べ、児童生徒の感じる被害性に着目して判断する必要がある。

IV 早期対応

1 いじめ対応の流れ

いじめを認知した場合、「いじめ対応の流れ」に沿い、「いじめ対応チーム」を中心に迅速かつ組織的に対応し、いじめの解消に努めるとともに、再発防止策を講じます。

2 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

(1) いじめ解消の要因

① いじめ行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間(少なくとも3ヶ月)継続していること

② 被害児が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及び保護者に対する面談等により確認するの必要がある。

謝罪をもって安易に「解消」としないこと。

「解消」に至らぬ段階では、被害児童を守り通し、安全・安心を確保すること。

「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を継続することが重要である。

(3) 配慮を要する児童への対応について

① 障害がある（発達障害を含む）児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害特性について理解するとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。そして、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

② 外国籍の児童や外国から帰国した児童、外国籍の保護者を持つ児童等の児童は、言語や文化の違いから学校生活において困難を抱えることが多い。これらの違いからいじめが行われることがないように、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ 性的指向や性自認に係る児童に対するいじめを防止するために、教職員の正しい理解を促進し、必要な対応を実施する。

④ 地震や原子力発電所の事故等で避難している児童については、被災児童が受けた心身への影響を十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、被災児童に寄り添った支援を行う。

⑤ 新型コロナウイルス感染症に関して、感染した児童、濃厚接触者となった児童に対して、不当な偏見や差別、いじめが発生しないよう 個人情報の取り扱いに充分注意する。感染症に対して不適切な発言や行為、いじめがあった場合は、その場で指摘して指導する。

※ 上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた必要な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する適切な指導を行います。

V インターネットを通じて行われるいじめ対応

GIGA スクール構想により一人一台の学習用 PC 端末と高速ネットワーク環境が整備され、子どもたちはインターネットを身近な便利ツールとして活用するようになってきている。このような状況のなかで、最新のネットトラブルの動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る必要があります。インターネットを通じて行われるいじめを防止するためには、家庭でのインターネット管理を行う保護者との連携は欠かせません。

インターネットを通じて行われるいじめが発見された場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する必要もあります。

I インターネットを通じて行われるいじめの特徴

(1) インターネットの匿名性から、安易に誹謗・中傷を書き込みが行われ、さらにそれが拡散されるため、被害者にとっては、加害の相手が変わらず心理的ダメージが大きい。

(2) 同じグループ内でも、突然、既読無視やグループ外し、未読等のいじめが起こることある。

(3) 個人情報の公開、うその情報流布、また、画像を加工して誹謗・中傷の対象とする事例がある。

- (4) 写真に付加された位置情報から自宅が特定されるなど、情報が流出して悪用される事例がある。
- (5) 一度流出した個人情報、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者知られる恐れがある。

2 未然防止

(1) 対象者に適した講話等の実施

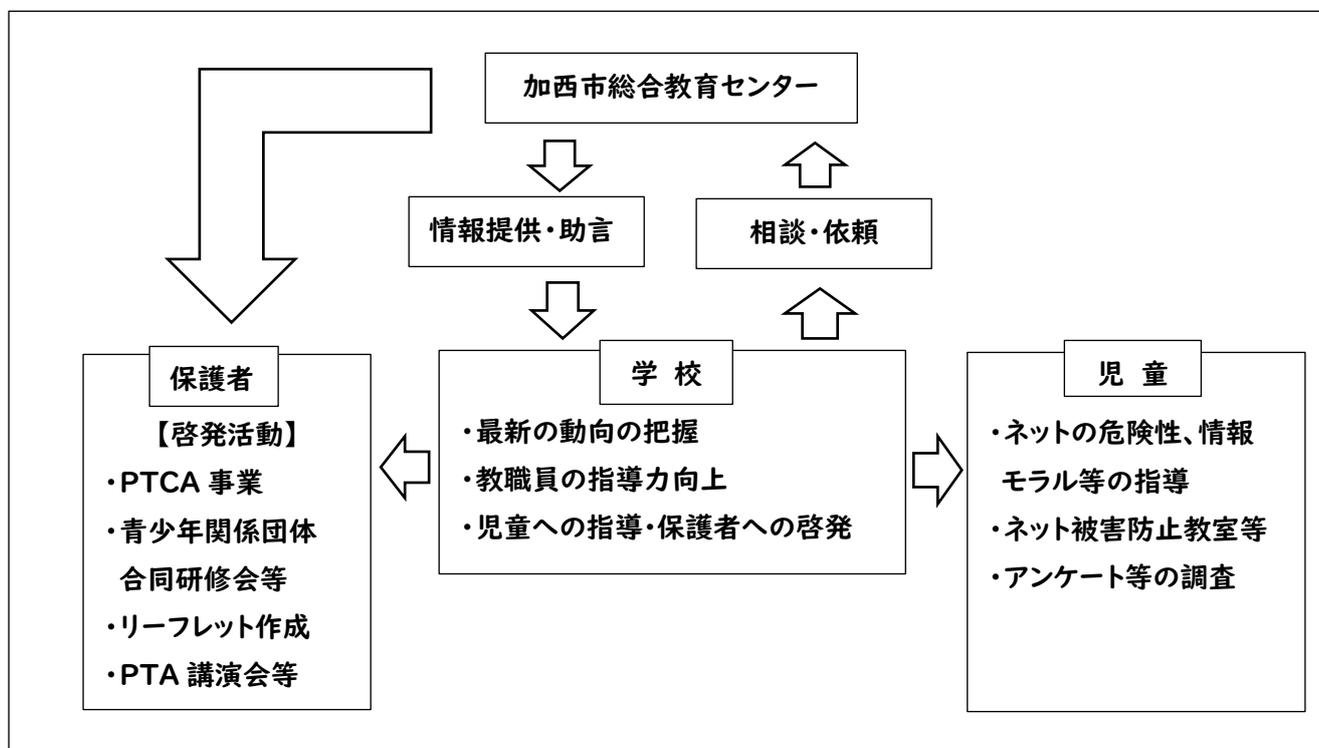
講師招聘による教職員研修、PTA 研修、児童対象の情報モラル教室など、対象者と内容、時期を考慮して実施する。

(2) アンケートの実施

インターネットの利用状況、用途、影響等を問う。

(3) 情報モラルの児童への指導、保護者への啓発

インターネットの有効な使い方を身につけるとともに、情報モラルについて指導する。保護者には、家庭でのインターネット使用のルールを決める等の依頼を行う。



VI 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合（疑いがある場合も含む）は、地方公共団体の長（加西市長）へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられています。従って、本校の「いじめ防止基本方針」にも、「加西市いじめ対応マニュアル」の関連部分を抜粋して掲載しています。

【重大事態とは】（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項より）

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。